

# 税務課からのお知らせ

## ◆所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付について

### 1 所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

- 申告相談の開始 令和3年1月18日(月)から
- 申告相談の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域住民課
- 還付申告の対象者
  - ・住宅借入金等特別控除、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税等の還付を受ける方
  - ・給与所得者、年金所得者などで所得税等の還付を受ける方

### 2 所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付の日程

- 相談・受付の期間  
令和3年2月16日(火)から3月15日(月)まで(土曜・日曜・祝日を除く)  
※役場で行う申告相談の具体的な会場、時間などについては、次号でお知らせします。

### 3 申告の注意事項

#### ①町・道民税の申告について

- 町・道民税は町と道に納めていただく税金です。1月1日現在で日高町に住んでいる方は、原則として3月15日までに町・道民税の申告が必要です。
- ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。
- ・「所得税等の確定申告」を行った方
  - ・職場で年末調整をされた給与収入のみの方

#### ②扶養控除について

扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしていることが要件となります。同一世帯でない場合は、世帯の状況や仕送り状況を確認する場合があります。

#### ③国民年金・国民年金基金・社会保険料の控除を受ける場合

保険料などの支払証明書や控除証明書の添付が必要です。

#### ④申告書の控えについて

確定申告の際に作成される「申告書の控え」は、税務署の受付印が押印されていないと所得の証明書類として認められません。確定申告書に税務署の受付印が必要な場合は、税務署から返送するための返信用封筒と切手が必要となりますので、ご用意のうえ申告相談の際にご持参ください。

### 4 未申告の場合

申告の必要な方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。

また、公営住宅や保育所の申し込み、奨学金や銀行の融資の申請などに所得証明書などが必要となる場合がありますが、申告をしていなければ交付することができません。

### 5 公的年金などを受給されているみなさまへ

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

## ◆給与支払報告書の提出について（各事業所のみなさまへ）

令和3年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は、令和3年2月1日(月)までとなっていますが、お早めの提出をお願いします。

なお、給与支払報告書にかかる提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

## ◆固定資産税（償却資産）の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただくこととなります。

なお、償却資産にかかる申告及び申請・届け出の手続きは、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

○申告期間 令和3年1月6日(水)～2月1日(月)

- 提出書類
- ①償却資産申告書
  - ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
  - ③種類別明細書（減少資産用）

※令和2年中に設立された企業などは①と②を提出してください。

## 「確定申告のお知らせ」はがきについて

税務署から確定申告書用紙に代えて、予定納税額などの情報を記載した「確定申告のお知らせ」はがき（又は封書）をお送りしています。

- ・対象者

前年の確定申告の作成場所等が下記のいずれかに該当する方で、翌年も申告が見込まれる方

作成場所	作成方法	提出方法
ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-tax及び書面
市区町村の申告会場	全て	e-tax及び書面
青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-tax及び書面

### 〈提出・お問い合わせ先〉

- ・日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184
- ・日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ 電話 01457-6-2001